

公職選挙法の一部を改正する法律の成立について

平成28年の参議院議員選挙において、憲政史上初の合区による選挙が実施され、合区の対象となった4県では、投票率の低下や自県を代表する議員が出せないなど、合区を起因とした弊害が顕在化した。

全国市長会では合区による参議院議員選挙が二度と行われることのないよう、三度にわたり決議を行うとともに地方六団体合同で決起集会を開催するなど、合区の解消を求めてきたところである。

来年7月に予定されている次期参議院議員選挙の執行を控え、本日、「公職選挙法の一部を改正する法律」が成立したところであるが、合区による参議院選挙は極めて問題が多く、今まで地方六団体が求めてきたように、合区の解消を図り、地方の多様な意見を確実に国政に反映できる選挙制度が構築されるよう強く要請するものである。

平成30年7月18日

全国市長会会長 立谷 秀清